



平成17年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成16年11月24日

会社名 株式会社 仙台銀行

本店所在地 仙台市青葉区一番町2丁目1番1号

(URL <http://www.sendai.co.jp>)

代表者 取締役頭取 氏名 三井 精一

問合せ先 責任者 役職名 企画部長 氏名 小野寺 伸一 TEL (022) 225-8241

中間決算取締役会開催日 平成16年11月8日 中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成16年12月10日 単元株制度採用の有無 有 (1単元100株)

1. 16年9月中間期の業績 (平成16年4月1日～平成16年9月30日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

| | 経常収益 | | 経常利益 | | 中間(当期)純利益 | | 1株当たり 中間(当期)純利益 | |
|----------|--------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|--------------------|----|
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % | 円 | 銭 |
| 16年9月中間期 | 8,891 | (1.7) | 1,062 | (225.7) | 895 | (118.6) | 118 | 13 |
| 15年9月中間期 | 8,737 | (5.5) | 326 | (-) | 409 | (-) | 54 | 00 |
| 16年3月期 | 17,642 | (6.4) | 599 | (39.9) | 579 | (35.2) | 76 | 39 |

(注) 期中平均株式数 16年9月中間期 7,582,666株 15年9月中間期 7,585,144株 16年3月期 7,584,360株
 会計処理の方法の変更 無
 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

| | 1株当たり 中間配当金 | | 1株当たり 年間配当金 | |
|----------|----------------|----|----------------|----|
| | 円 | 銭 | 円 | 銭 |
| 16年9月中間期 | 25 | 00 | - | - |
| 15年9月中間期 | 25 | 00 | - | - |
| 16年3月期 | - | - | 50 | 00 |

(注) 16年9月中間期中間配当金の内訳

記念配当 0円 00銭
 特別配当 0円 00銭

(3) 財政状態

| | 総資産 | 株主資本 | 株主資本比率 | 1株当たり 株主資本 | | 自己資本比率 (国内基準) |
|----------|---------|--------|--------|---------------|----|------------------|
| | 百万円 | 百万円 | % | 円 | 銭 | % |
| 16年9月中間期 | 782,118 | 22,149 | 2.8 | 2,921 | 29 | 8.42 |
| 15年9月中間期 | 762,573 | 20,224 | 2.6 | 2,666 | 64 | 7.83 |
| 16年3月期 | 757,196 | 21,101 | 2.7 | 2,782 | 76 | 8.00 |

(注) 期末発行済株式数 16年9月中間期 7,591,100株 15年9月中間期 7,591,100株 16年3月期 7,591,100株
 期末自己株式数 16年9月中間期 9,000株 15年9月中間期 6,982株 16年3月期 8,188株

2. 17年3月期の業績予想 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)

| | 経常収益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり年間配当金 | |
|-----|--------|-------|-------|------------|----|
| | | | | 期 末 | |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 円 | 銭 |
| 通 期 | 17,800 | 2,100 | 1,300 | 25 | 00 |
| | | | | 50 | 00 |

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 171円 25銭

(注) 上記の予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としております。実際の業績は、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

第 8 4 期中(平成16年9月30日現在)中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|---------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 現 金 預 け 金 | 26,171 | 預 金 | 734,081 |
| コ ー ル 口 ー ン | 51,474 | 譲 渡 性 預 金 | 10,000 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 37 | 借 用 金 | 6,133 |
| 金 銭 の 信 託 | 3,869 | 外 国 為 替 | 4 |
| 有 価 証 券 | 188,512 | そ の 他 負 債 | 1,710 |
| 貸 出 金 | 495,461 | 賞 与 引 当 金 | 313 |
| 外 国 為 替 | 51 | 退 職 給 付 引 当 金 | 818 |
| そ の 他 資 産 | 4,324 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,181 |
| 動 産 不 動 産 | 10,168 | 支 払 承 諾 | 5,726 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 4,257 | 負 債 の 部 合 計 | 759,968 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 5,726 | (資 本 の 部) | |
| 貸 倒 引 当 金 | 7,937 | 資 本 金 | 7,485 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 5,875 |
| | | 資 本 準 備 金 | 5,875 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 6,249 |
| | | 利 益 準 備 金 | 1,609 |
| | | 任 意 積 立 金 | 3,457 |
| | | 中 間 未 処 分 利 益 | 1,181 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 1,743 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 820 |
| | | 自 己 株 式 | 24 |
| | | 資 本 の 部 合 計 | 22,149 |
| 資 産 の 部 合 計 | 782,118 | 負 債 及 び 資 本 の 部 合 計 | 782,118 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 8 4 期中 (平成16年4月 1日から
平成16年9月30日まで) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|-----------|-------|
| 経 常 収 益 | | 8,891 |
| 資 金 運 用 収 益 | 7,372 | |
| (うち貸出金利息) | (5,986) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (1,311) | |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 1,303 | |
| そ の 他 業 務 収 益 | 113 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | 102 | |
| 経 常 費 用 | | 7,828 |
| 資 金 調 達 費 用 | 401 | |
| (うち預金利息) | (115) | |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 810 | |
| そ の 他 業 務 費 用 | 99 | |
| 営 業 経 費 | 6,225 | |
| そ の 他 経 常 費 用 | 291 | |
| 経 常 利 益 | | 1,062 |
| 特 別 利 益 | | 533 |
| 特 別 損 失 | | 91 |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | | 1,505 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 14 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 594 |
| 中 間 純 利 益 | | 895 |
| 前 期 繰 越 利 益 | | 286 |
| 中 間 未 処 分 利 益 | | 1,181 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 動産不動産
動産不動産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 2年～50年 |
| 動 産 | 2年～15年 |
 - (2) ソフトウェア
自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,412百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
(追加情報)
従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により数理計算上の差異を費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が15.3年から12.2年に短縮されたため平均残存勤務期間内の一定の年数を15年から10年に変更しております。この変更による当中間財務諸表に与える影響は軽微であります。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
8. ヘッジ会計の方法
外貨建資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによる方法であります。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、その他一部の資産・負債については、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

追加情報

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年3月法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

注記事項（中間貸借対照表関係）

1. 子会社の株式総額 54百万円
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,886百万円、延滞債権額は24,606百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は444百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,670百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,607百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は2,350百万円であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,681百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済、業界共通システム、公金事務等の取引の担保として、有価証券50,833百万円を差し入れております。
また、動産不動産のうち保証金権利金は413百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は121,730百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が121,030百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 動産不動産の減価償却累計額 4,249百万円
11. 動産不動産の圧縮記帳額 342百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,100百万円が含まれております。
13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,397百万円

注記事項（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
建物・動産 233百万円
2. その他経常費用には、債権売却損失112百万円及び貸出金償却105百万円を含んでおります。
3. 特別利益には、貸倒引当金取崩額309百万円、償却債権取立益137百万円及び劣後特約付借入金の期限前償還に対する償還差額85百万円を含んでおります。
4. 特別損失には、過年度人件費（時間外手当）51百万円及び動産不動産処分損40百万円を含んでおります。

注記事項（リース取引関係）

リース取引関係の注記については、E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略しております。

比較中間貸借対照表(主要内訳)

(単位:百万円)

| 科 目 | 平成16年度 中間期末(A) | 平成15年度 中間期末(B) | 比 較 (A - B) | 平成15年度末 (要約)(C) | 比 較 (A - C) |
|--------------|-------------------|-------------------|----------------|--------------------|----------------|
| (資産の部) | | | | | |
| 現金預け金 | 26,171 | 26,642 | 471 | 24,432 | 1,739 |
| コ－ル口－ン | 51,474 | 61,225 | 9,751 | 37,836 | 13,638 |
| 買入金銭債権 | 37 | 42 | 5 | 37 | 0 |
| 金銭の信託 | 3,869 | 2,939 | 930 | 2,981 | 888 |
| 有価証券 | 188,512 | 174,162 | 14,350 | 175,648 | 12,864 |
| 貸出金 | 495,461 | 481,032 | 14,429 | 500,591 | 5,130 |
| 外国為替 | 51 | 71 | 20 | 31 | 20 |
| その他の資産 | 4,324 | 3,857 | 467 | 3,944 | 380 |
| 不動産 | 10,168 | 10,209 | 41 | 10,255 | 87 |
| 繰延税金資産 | 4,257 | 5,802 | 1,545 | 5,085 | 828 |
| 支払承諾見返 | 5,726 | 5,025 | 701 | 4,824 | 902 |
| 貸倒引当金 | 7,937 | 8,436 | 499 | 8,472 | 535 |
| 資産の部合計 | 782,118 | 762,573 | 19,545 | 757,196 | 24,922 |
| (負債の部) | | | | | |
| 預渡性預金 | 734,081 | 727,065 | 7,016 | 720,902 | 13,179 |
| 借入金 | 10,000 | - | 10,000 | - | 10,000 |
| 外国為替 | 6,133 | 6,659 | 526 | 6,648 | 515 |
| その他の負債 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 賞与引当金 | 1,710 | 1,460 | 250 | 1,479 | 231 |
| 退職給付引当金 | 313 | 126 | 187 | 246 | 67 |
| 退職給付引当金 | 818 | 831 | 13 | 812 | 6 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,181 | 1,181 | - | 1,181 | - |
| 支払承諾 | 5,726 | 5,025 | 701 | 4,824 | 902 |
| 負債の部合計 | 759,968 | 742,349 | 17,619 | 736,095 | 23,873 |
| (資本の部) | | | | | |
| 資本金 | 7,485 | 7,485 | - | 7,485 | - |
| 資本剰余金 | 5,875 | 5,875 | - | 5,875 | - |
| 資本準備金 | 5,875 | 5,875 | - | 5,875 | - |
| 利益剰余金 | 6,249 | 5,563 | 686 | 5,543 | 706 |
| 利益準備金 | 1,609 | 1,609 | - | 1,609 | - |
| 任意積立金 | 3,457 | 3,257 | 200 | 3,257 | 200 |
| 中間(当期)未処分利益 | 1,181 | 695 | 486 | 675 | 506 |
| 土地再評価差額金 | 1,743 | 1,743 | - | 1,743 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 820 | 424 | 1,244 | 476 | 344 |
| 自己株式 | 24 | 18 | 6 | 22 | 2 |
| 資本の部合計 | 22,149 | 20,224 | 1,925 | 21,101 | 1,048 |
| 負債及び資本の部合計 | 782,118 | 762,573 | 19,545 | 757,196 | 24,922 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書（主要内訳）

（単位：百万円）

| 科 目 | 平成16年度 中間期(A) | 平成15年度 中間期(B) | 比 較 (A - B) | 平成15年度 (要約)(C) |
|-----------------------|------------------|------------------|----------------|-------------------|
| 経 常 収 益 | 8,891 | 8,737 | 154 | 17,642 |
| 資 金 運 用 収 益 | 7,372 | 6,995 | 377 | 14,180 |
| （うち貸出金利息） | (5,986) | (5,907) | (79) | (11,838) |
| （うち有価証券利息配当金） | (1,311) | (1,023) | (288) | (2,215) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 1,303 | 1,209 | 94 | 2,464 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 113 | 4 | 109 | 70 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 102 | 527 | 425 | 927 |
| 経 常 費 用 | 7,828 | 8,410 | 582 | 17,043 |
| 資 金 調 達 費 用 | 401 | 259 | 142 | 543 |
| （うち預金利息） | (115) | (129) | (14) | (245) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 810 | 727 | 83 | 1,403 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 99 | 124 | 25 | 148 |
| 営 業 経 費 | 6,225 | 6,065 | 160 | 12,234 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 291 | 1,233 | 942 | 2,712 |
| 経 常 利 益 | 1,062 | 326 | 736 | 599 |
| 特 別 利 益 | 533 | 461 | 72 | 504 |
| 特 別 損 失 | 91 | 21 | 70 | 45 |
| 税引前中間(当期)純利益 | 1,505 | 766 | 739 | 1,058 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14 | 14 | - | 29 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 594 | 342 | 252 | 450 |
| 中 間 (当 期) 純 利 益 | 895 | 409 | 486 | 579 |
| 前 期 繰 越 利 益 | 286 | 285 | 1 | 285 |
| 中 間 配 当 額 | - | - | - | 189 |
| 中 間 (当 期) 未 処 分 利 益 | 1,181 | 695 | 486 | 675 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末 (平成 1 5 年 9 月 3 0 日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末 (平成 1 6 年 9 月 3 0 日現在)

該当ありません。

前事業年度末 (平成 1 6 年 3 月 3 1 日現在)

該当ありません。